

省エネ改修 耐震改修 バリアフリー改修

住宅改修工事への
固定資産税額の減額制度について

申問 課税課家屋係 ☎826-1111 内線2337、2260

省エネ改修工事を行った家屋

平成20年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)について、22年3月31日までに現行の省エネ基準に適合するように、一定の省エネ改修工事(工事費30万円以上)を行ったときは、翌年度の固定資産税額の1/3が減額になります。

●減額対象床面積

1戸当たり120㎡分まで

●改修内容

- ①窓の改修(二重サッシ化、複層ガラス化など)
- ②床の断熱改修
- ③天井の断熱改修
- ④壁の断熱改修

※いずれも、外気などと接する部分の工事に限ります。また、①の工事と併せて行っていない場合は、②・③・④は減額の対象とはなりません。

●必要書類

建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関が発行する証明書、工事の明細書、領収書

耐震改修工事を行った家屋

昭和57年1月1日以前に建築された住宅を、現行の耐震基準に適合するように一定の改修工事(工事費30万円以上)を行ったときは、固定資産税額の1/2が減額になります。

●減額期間

平成20年から21年までの改修

→翌年度から3年度分

平成22年から24年までの改修

→翌年度から2年度分

●減額対象床面積

1戸当たり120㎡分まで

●必要書類

建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関が発行する証明書、工事の明細書、領収書

バリアフリー改修工事を行った家屋

平成19年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)で、22年3月31日までに、一定のバリアフリー改修工事(自己負担での工事費30万円以上)を行ったときは、翌年度の固定資産税額の1/3が減額になります。

●減額対象床面積

1戸当たり100㎡分まで

●対象となる住宅の要件

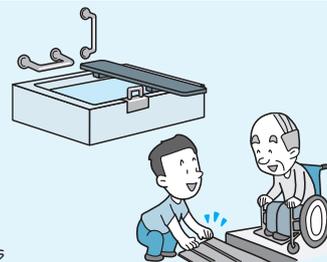
次のいずれかの方が居住する住宅

- 65歳以上の方
- 障害のある方
- 要介護認定または要支援認定を受けている方

●改修内容

次のいずれか

- ①廊下の拡幅
- ②階段の勾配の緩和
- ③浴室・便所の改良
- ④手すりの取り付け
- ⑤床の段差の解消
- ⑥引き戸への取り替え
- ⑦床表面の滑り止め



●必要書類

工事の明細書、領収書、工事前後の写真

◎共通/改修工事による固定資産税の減額を受けるためには、必要書類を添えて、改修工事終了後3か月以内に申告の手続きをお願いします。

家屋を取り壊された方へ

平成21年中に取り壊された家屋は、22年度から課税の対象になりませんので、取り壊し終了後、ご連絡ください。取り壊された家屋の所在地を教えていただければ、お電話での対応も可能です。

20年以前に取り壊された家屋についても、ご連絡ください。